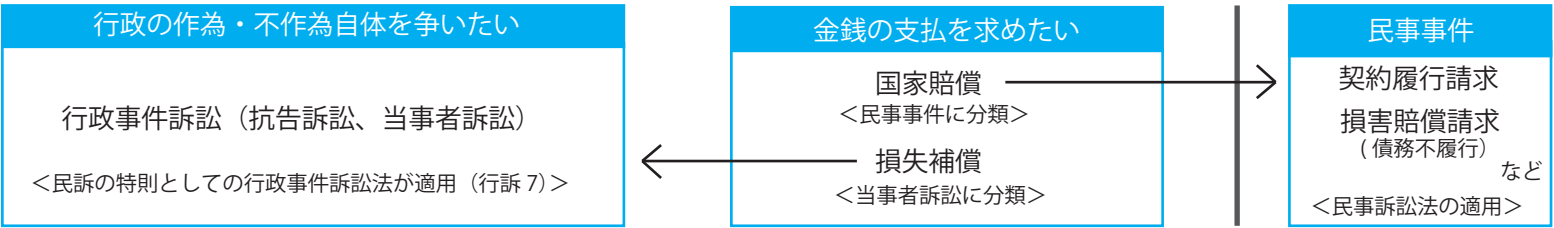


I 訴訟類型論 (いかなる行為を、いずれの類型で争うか)



処分性 「公権力の主体たる国又は公共団体が行う行為のうち、その行為によって、直接国民の権利義務を形成し又はその範囲を確定することが法律上認められているもの」(最判昭和 39 年 10 月 29 日)
 ①一方性 (⇔契約・民事事件)、②法効果 (⇔内部効果、事実上の効果、付随的效果)、③個別具体性・直接性 (⇔抽象性、間接性)

訴訟類型	抗告訴訟：処分性のある行政行為を争いの対象とする	実質的当事者訴訟：左記以外
	取消し／無効等確認 不作為の違法確認 義務付け (申請型・非申請型) 差止め	確認の訴え 給付の訴え

【理解のポイント】
 ☆訴訟類型論は、処分性の問題と密接に関連する。
 ☆実質的当事者訴訟としての確認の訴えにおいては、「確認の利益」(処分性がある場合と同様の紛争の成熟性)が要求される。
 ☆義務付けの訴えにおいては、申請権の有無(申請型・非申請型の区別)が問題となることがある。申請型においては、併合提起要件にも留意。

II 訴訟要件論

原告適格 『法律上の利益を有する者』とは、当該処分により自己の権利若しくは法律上保護された利益を侵害され、又は必然的に侵害されるおそれのある者をいうのであり、当該処分を定めた行政法規が、不特定多数者の具体的利益を専ら一般的公益の中に吸収解消させるにとどめず、それが帰属する個々人の個別的利益としてもこれを保護すべきものとする趣旨を含むと解される場合には、このような利益もここにいう法律上保護された利益に当たり、当該処分によりこれを侵害され又は必要に侵害されるおそれのある者は、当該処分の取消訴訟における原告適格を有する」(最大判平成 17 年 12 月 7 日)

【理解のポイント】
 ☆検討対象は、原告が侵害されると主張するところの権利・法的利益である。
 ☆①保護範囲要件の充足(趣旨目的の合理的解釈)、②個別保護要件の充足(利益の内容・性質の評価、利益が害される態度・程度)をクリアした上で、③当該原告に当てはめるという作業を経て、原告適格の有無が判断される。
 ☆非申請型義務付けの訴え、差止めの訴えについては、条文操作に注意(行訴 37 の 2③④、37 条の 4③④)

狭義の訴えの利益 処分それ自体効果が失われた後も、法的効果が残っているとイえるか否かを検討
【理解のポイント】 ☆抽象論ではなく、あくまで個別法の仕組み解釈の問題である。

その他訴訟要件 出訴期間、被告適格、管轄裁判所、不服申立前置

III 違法性論 (実体的瑕疵／手続的瑕疵)

実体的瑕疵		手続的瑕疵	
裁量	裁量の有無 (裁量の問題か否か) 及び裁量の範囲の検討 【判断要素】 ①個別法の規定振り ②行政の専門技術的判断・政策的判断が問われる局面といえるか否か ③国民の権利利益に対する侵害の有無・性質・程度	手続的瑕疵の有無とその効果を検討 ＜手続的瑕疵が問題となる例＞ ①審査基準の未設定・未公表 (行手 5 参照) ②意見陳述手続の瑕疵 (行手 13 参照) ③理由提示の瑕疵 (行手 8、14 参照)	
	裁量なし・裁量の問題ではない 正しい法の解釈適用を検討	裁量あり 狭い：実体的判断代替 中程度：判断過程審査 広い：社会観念審査 ※一つの整理方法	【理解のポイント】 ☆上記はあくまで例示 ☆個別法や条例等に定められた手続であれば、その解釈問題 ☆制度趣旨から論じる。
違法性の承継	先行する処分の違法性を主張できるか否かを、 ①実体的観点、②手続的観点の双方から検討		
主張制限	行訴法 10 条 1 項		

IV 仮の救済手段 (執行停止、仮の義務付け、仮の差止め)

【理解のポイント】
 ☆適法な本案の係属が要件(行訴 25②、37 の 5①②) ⇔ 民事保全との違い
 ☆執行停止における「重大な損害」(行訴 25②) 要件は、平成 16 年改正前は「回復困難な損害」とされていた。
 ☆無効等確認の訴えは、行訴 25 を準用(行訴 38③)。抗告訴訟のうち不作為の違法確認と当事者訴訟は、準用なし(さらに行訴 44)。